

会社を退職された方へ 国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きについて】 役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

【手続きに必要なもの】 年金手帳

【保険料】 国民年金の保険料は、月額15,590円（平成27年度）です。
※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

① 退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！
通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

② 保険料を一部納付したのと同じ！
全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して、2分の1になります。

③ 万が一の際にも確かな保障！
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続きについて】

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を役場の国民年金担当窓口、または年金事務所へ提出してください。（郵送の場合は事務センターでも可）

申請が遅れても最大2年1か月前の免除申請をすることができますが、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、速やかに申請してください。

【手続きに必要なもの】

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口、ホームページにあります）
- ②年金手帳
- ③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

☎ 保健福祉課 国保年金係 ☎（44）2300



クイズ 平成27年10月1日はなんの日？

①法の日 ②展望の日 ③国勢調査の調査日

答えは・・・①②③全部正解です。

今年の10月1日は、国勢調査の調査日です！

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象とする、日本で最も基本的な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにし、各種施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

国勢調査は、統計法に基づいて実施しており、日本の未来を展望します。

<参考>

- ・法の日・・・裁判所、検察庁、日本弁護士連合会の進言により法務省が1960年に制定。
- ・展望の日・・・全日本タワー協議会が2006年に制定。10を「テン」、1を「ポー（棒）」と読みます。協議会に加盟する各タワーでイベントが行われます。

国勢調査 2015
平成27年10月1日

☎ 総務課 行政管理係 ☎（42）2111

木造住宅耐震診断者派遣制度のご案内

木造住宅の所有者で耐震診断を希望される方に、木造住宅耐震診断者を派遣する制度です。

■対象となる木造住宅（次のすべてに該当する住宅）

- 1 所有者が自ら居住する住宅（所有者は町税等の滞納がないこと）
- 2 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅
- 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- 4 過去に耐震診断を受けていない住宅

■耐震診断の申し込み

募集受付 6月1日(月)～30日(火)（平日のみ） 午前8時30分～午後5時15分

募集定員 2人（※先着順）

必要書類 ①木造住宅耐震診断者派遣申込書（HPからダウンロードもしくは都市建設課にあります） ②付近の見取図 ③各階平面図 ④着工時期が確認できる資料（建築確認通知書の写しまたは登記簿謄本の写し） ⑤町税納税証明書 ⑥住民票（所有者の抄本）

■耐震診断の費用負担

個人負担 12,000円程度（診断費用の消費税額8%で診断できます）

☎ 都市建設課 都市計画係 ☎（42）2116

木造住宅耐震改修助成制度のご案内

耐震診断により耐震基準に適合しないと判断された木造住宅の耐震改修工事費の一部を補助する制度です。

■対象となる木造住宅（次のすべてに該当する住宅）

- 1 所有者が自ら居住する住宅（所有者は町税等の滞納がないこと）
- 2 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅
- 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅
- 4 木造住宅耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断されたもの
- 5 建築基準法に違反していないもの

■補助の対象となる工事

一般耐震改修工事…上部構造評価点が1.0未満の住宅を1.0以上に改修する工事

簡易耐震改修工事…上部構造評価点が0.7未満の住宅を1.0未満に改修する工事

部分耐震改修工事…上部構造評価点が0.7未満の住宅を地震時の倒壊から所有者の命を守るため、部分的に居室を改修する工事

■補助金の額

一般耐震改修工事…工事費用の2分の1に相当する額（上限100万円）

簡易耐震改修工事…工事費用の2分の1に相当する額（上限60万円）

部分耐震改修工事…工事費用の2分の1に相当する額（上限60万円）

■耐震改修の申し込み

募集受付 6月1日(月)～30日(火)（平日のみ） 午前8時30分～午後5時15分

募集定員 2人程度

必要書類 ①木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
②同意書（第2号様式）
③収支予算書（第3号様式）（第1、2、3号様式はHPからダウンロードもしくは都市建設課にあります）
④耐震診断の結果報告書の写し
⑤耐震改修工事施工計画に関する書類
・現況及び耐震改修施工後の案内図
・補強計画図その他の耐震改修工事の方法を示す図書
・耐震改修工事施工後の耐震診断の総合評価書（建築士の記名押印のあるものに限り）
⑥補助対象経費その他経費が分かる耐震改修工事費の見積書
⑦登記事項証明書
⑧住民票（所有者の抄本）

【注意】 1 設計及び工事管理は、建築士の資格を有する方が行ってください。
2 耐震改修工事に関連しない工事費用は補助の対象外となりますので、同時に行う場合は、見積書の金額を分けて作成してください。
3 耐震改修工事は、平成28年1月末日までに完了してください。

☎ 都市建設課 都市計画係 ☎（42）2116